

令和八年産あへの納付期限を定めた件

○厚生労働省告示第二百二十二号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、令和八年産あへの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

令和八年五月二十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

種類	栽培区域	納付期限
甲種研究栽培者	北海道名寄市	令和八年九月三十日
	茨城県つくば市	
	東京都小平市	令和八年八月三十一日
	長崎県長崎市	
	鹿児島県熊毛郡中種子町	